

経済産業省

20211111保局第2号
令和3年11月12日

発電事業者各位

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

冬季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について

2021年度冬季の電力需給については、最低限必要な予備率3%を確保できているものの、過去十年間で最も厳しい見通しとなっており、電気設備の事故・トラブル等が発生した場合、安定的な電力の供給に支障を来すことによって、電力需給がひっ迫し、社会的に大きな影響を与えるおそれがあります。

発電事業者各位におかれましては、日頃より電気設備の保安と安定供給の確保に努めていただいているところですが、冬季の電力需要期及び雪害期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求めます。

加えて、事故発生後の迅速かつ正確な情報発信（事故概要・復旧見通し含む）についても徹底することを求めます。